

午後1時00分開議

井加田まり議員の質問及び答弁

山崎副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

井加田委員。あなたの持ち時間は60分であります。

井加田委員 午後の部を始めさせていただきます。

立憲民主党議員会の井加田でございます。

子供たちは1人1台端末で苦勞してはいますが、子供だから飲み込みは早いんですね。今日は、デジタルサイネージを使わせていただくということで資料を準備したんですけど、不慣れでちょっと戸惑うかもしれませんので、まず冒頭に御容赦いただきたいなと思っています。

また、PRするほどじゃないのですが、身長が足りんものですから、足台にも乗せていただいております、ちょっともたつくかもしれませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は大きく3つの質問を準備させていただきました。

まず1問目に、少子化対策と子育て環境の整備についてということで、くくらせていただきました。

一般質問でもいろいろ議論がございました。その議論に入る前の前提として、もう一回、少子化の現状というものをちょっと私なりに整理をしてみました。

厚生労働省が6月5日に公表しました2023年の人口動態統計ですね。1人の女性が一生のうちに産む子供の数の指標となる合計特殊出生率は平均1.20でございます。統計を取り始めて以降最も低く、そして富山県は1.35ということで、数値的には15位となっています。富山県も含めて全ての都道府県で昨年より低くなっているという現状であります。ですから、これは一地方の問題ではなくて、少子化、人口減少というのは人口動態ですので、日本全体の課題と言えるか

と思います。

ちょっと合計特殊出生率に注目して見てみましたが、東京が初めて1を切って0.99ということです。ちなみに、沖縄が1.6ということで、1.5を上回っている県は沖縄県のみです。もう少し見てみますと、1.5に近い北信越の4県を見てみますと、15位が富山と申しあげました、1.35。16位が石川県の1.34。そして、長野県も1.34、16位でございます。

僅かに違いますけれども、ここで北陸の福井県がランキングでは6位で、1.5に近い1.46ということで、福井のほうは、そういう意味では合計特殊出生率もかなり保っているという傾向がずっとあると思っています。

福井の状況もまた後ほど申し上げたいと思いますけど、合計出生率だけを見てみますと、1を切った東京、今いろいろ東京一極集中で、地方から人が一極集中していくということもさらに課題になっていますけど、出生率が1を切ったということは、東京にどれだけ人口が集まっても出生数が増えないんじゃないかなと、こんなふうに思います。

やはり地方にしっかり生活の基盤を置いて、地方で働いて地方で子育てをして、そしてまた次の人材を育てていく、こういう連綿とした持続可能な営みということ、やはり改めてそこに着目をして、人口減少の特効薬というのは、動態ですから、そうそうないわけで、そういうことをやっぱり地道に積み上げていくことが非常に大事なんじゃないかなと、改めて思いました。

ちなみに、富山県の昨年の出生数は5,512人です。その前よりは510人減っています。一方で、死亡数は1万5,093人ということで若干増えています。ですから、自然減は9,581人ということで、1万人近い方が自然減ということですので、人口が100万人を切るのは当たり前だと思います。いろいろ話題のありました婚姻件数について

ては3,276組ということで、これは昨年よりも220組減少をしております。

これだけの数字ではありますけれど、富山県の人口動態でも死亡数が出生数を上回る状態が今後続くと思われれます。ですから、富山県の人口減少も進みます。また、合計特殊出生率、今は15位ということですが、1.35、当面低いまま、さらに推移をすれば、若年人口が急激に減少すると言われております2030年代には、さらに人口減少が進むということも想定をされるわけであります。

また、富山県の場合は、こうした人口動態の自然減とともに若い女性が男性を上回る勢いで県外流出をしているという傾向が続いておりまして、当面は若い女性の社会減をどう減らしていくのかということが議論の大きな問題の一つになっているのではないかなと、このように理解をしております。

そうした中で、子育て支援・少子化対策基本計画の策定に向けて今、検討が進められているわけですが、特効薬はないのですが、ああしろ、こうしろ、こうしたらという議論は大いにしていくべきだと思いますけれども、私はやっぱり、富山県は女性が生き生きと活躍できる県であって、女性にしっかり期待が寄せられている、というイメージが本当は大事ではないかなと思います。

まずは暮らしやすさ、そして働きやすさを実感できるような、それこそ地道な努力の積み重ねが必要ではないかなと、思うわけでございます。

そこで3問、子育て支援・少子化対策基本計画に絡んでの質問ですけれども、少子化の要因は、それこそ経済的不安定さや、仕事と子育ての両立の難しさなど、様々な要因が複雑に絡み合っていると言えるわけですが、特に性別役割分担意識や思い込み、いわゆるアンコンシャス・バイアスの解消への取組をやはり一層推進する必要はあるんじゃないかなと思います。

そして、また管理職への女性の登用の推進や意思決定の場への女性の登用など、女性をはじめ若い世代が富山県で働きたいなと思える雇用環境の整備を地道に、それこそ地道に取り組んでいくべき、このように考えるわけですけれども、川津知事政策局長に所見をお伺いいたします。

川津知事政策局長 人口移動調査によりますと、今ほど委員からもありましたが、20代前半の若者の社会減は、令和5年におきましては、日本人に限りますと男性の353人に比べて女性は641人と多く、近年この傾向が続いております。

若い女性の社会減が続く要因は、様々ではありますが、委員からも御指摘がありましたように、富山県で働きたいと思える環境が女性をはじめとした若い世代に伝わっていないということが、一つの要因であると考えております。

このため昨年度、経済界や民間企業の皆さんとの取組を抜本的に強化いたしました。そして今年度は、来月29日に、経営者を対象に「地元企業がとるべき今後の人事、組織戦略」と題するセミナーを開催するとともに、9月にはワークショップを開催いたしまして、経営者側の意識に働きかけてまいります。

また、伴走支援型のコンサルタントを派遣いたしますし、働き方改革や女性活躍に取り組む企業への補助制度を通じて、意欲のある企業の女性登用などの取組を後押ししていくこととしております。

また、県内企業の魅力を進学前の中高生に届ける必要もありますので、中高生と県内で働く女性との交流会を開催しておりますが、今年度はその回数を3回に拡大いたしまして、中高生に県内での就職やキャリア形成について多様な選択肢があることへの気づきを促すとともに、グローバルに活躍できる場があるということもPRしていきたいと考えております。

さらにアンコンシャス・バイアス、無意識の思い込みにつきまし

ても、女性の社会減の要因になっておりますことから、特設サイトにおきまして企業の職域拡大などの事例を紹介するなど、県民一人お一人の気づきを促していくことにしております。

今後とも経済界、民間企業の皆様とも連携しまして、若者や女性に選ばれる富山県、企業を目指してまいりたいと考えております。

井加田委員 どうもありがとうございました。

それこそ様々な場面を捉えて、もし若い方にそういうメッセージが伝わっていないとしたら、やっぱりそれは大人の責任でもありますので、そういう関係性もやっぱり努力して地域でもつくっていく必要があるんじゃないかなということも、私は思っております。

それでは、次に県職員の女性管理職比率についてお伺いをしたいと思いますけれども、私、令和3年2月定例会の予算特別委員会で質問いたしましたら、来年、令和7年4月までには、女性管理職比率については25%を目標としていくとの知事答弁をいただいております。

その後、令和7年度以降に向けては、私は民間に先んじて、最低でも職員数割合程度には引き上げていく目標を立てるなど、一步踏み込んだ目標を掲げて、県が自ら積極的に責任ある立場への女性職員の登用を進めていくべきではないかと考えているものであります。

現状と今後の取組方針について、女性で活躍しておられます南里経営管理部長にお答えをいただきたいと思っております。

南里経営管理部長 現在、今年4月時点の知事部局の女性管理職は98名、管理職に占める割合は20.2%と、全国でも高い水準となっております。県では、委員御紹介のとおり、女性管理職の割合を令和7年4月までに25%以上とする目標を設定しているところでございます。職員の女性割合が現在約36%であることも踏まえながら、次期計画の策定に向けて適切な目標値を検討してまいります。

県の施策方針の決定プロセスへ男女が共に参画することは、多様

な価値観が県政に反映され、県民のウェルビーイングの向上に資すると確信しております。

これに当たってハードルがあれば、それを取り除くことが重要だと考えております。私自身も経営管理部長を拝命いたしましたときに、各方面に挨拶回りをした際に「女性には大変なポストだね」、「女性だから苦勞するね」と言われたこともございました。何でなのでしょう。これは、もしかしたら女性だから経験値が不足していると思われたのではないのでしょうか。そうだとすれば、女性職員も幅広い分野で経験を積めるよう配意していきたいと思っております。

柔軟で多様な働き方、男性の育児参加促進、県庁内保育所の提供などの環境整備はもとより、女性職員のニーズを踏まえたスキルアップ等のための研修や、女性職員も幅広い分野で経験を積める人事配置を心がけるなど、意欲と能力のある職員が育成、登用される、誰もが働きやすい魅力的な職場環境づくりを推進してまいります。

県庁が率先して働きやすい職場環境づくりを推進することは、県内民間企業の取組、ひいては富山県内で働きたいという女性の増加につながると思います。今後とも、全ての意欲と能力のある職員が活躍できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

井加田委員 私からすれば、非常に理想的な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

確かに、管理職比率だけにこだわるわけじゃないんですけど、男女比率に近づける、そういうことで、私は数値目標が先にありきだとは思っていません。やっぱりいろんな家庭環境がある中で、アンコンシャス・バイアスの中で、個別の事例で悩む人がおられるわけで、そういった意味でも県がそういうことを払拭した形で、女性が意思決定の場に数多く参画できるような体制で推進していただくということは、県内民間企業の取組にもつながりますし、民間企業で

も本当に先駆けていろいろな取組をされている好事例もあるわけで、そういったことも少し参考にしながら、やっぱり県内で働きたいという女性が増えることにつながっていくんじゃないかなと思いますし、ぜひ地道に取組を進めていただきたいと思います。

先ほどの統計に少し戻りますけれども、昨年の県内出生数が6,000人を割って過去最少ということでございます。また、少子化傾向の結果として、今年4月1日時点では県の人口も100万人を切ったという現状にあります。

この数字だけを見れば、少子化対策は本当にそういう意味では待ったなしだなと思いますが、そうした中で今、新たな少子化対策基本計画について進めておられるわけですけれども、令和7年度からの5か年の計画とお聞きしております。

それこそ県の少子化対策の重要な計画となるんじゃないかなと期待もしておりますが、やはり今日の議論でも、新たな基本計画づくりに向けて、いろいろな試みをしておられると思うんですけども、当事者である若い女性の声にも十分耳を傾けていただく。決して上から目線にならないように、これまで以上に実効性のある計画に結びつけていただくことを、私は期待しているわけでございます。

それこそ政策で一気に関わるということがあればよろしいんですけども、やっぱり地道にそこをしっかりと切り替えていくという作業は大事かなと思います。

策定に向けてどのように進めていかれるのか、ここは知事にお伺いをしたいと思います。

新田知事 委員御指摘のように、本県の出生数、婚姻数はいずれも過去最少を更新しております、少子化の歯止めがかからず、そのスピードは加速し、深刻さを増している状態だと認識しております。

こういったことの背景には、若者を取り巻く経済、雇用情勢の変化、あるいは仕事と子育ての両立への負担感、また結婚に対する価

価値観の変化、出会いの場の減少など、様々な要因が絡み合っていると考えております。

そして、令和7年度から11年度にかけての5年間の基本計画をこれから立案していくわけですが、その目標としては、まず、若い男女の視点に立って、委員おっしゃるとおり、多様な価値観、考え方を前提として、希望する人が結婚、出産、子育ての将来展望を描ける環境をつくること。次に、希望するキャリアを諦めることなく——キャリアを希望される方は諦めることなく、仕事と家庭を両立させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍できる環境をつくること。そして、全ての子供、若者が将来にわたってウェルビーイングを高めながら学んだり、また生活をしたりすることができる「こどもまんなか社会」を推進すること。大きくこの3つのことを目標にして、基本計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

今後、この基本計画策定に係る県民会議などでの議論も踏まえまして、子供や若者、子育て中の方など、広く県民の皆様の御意見をお聞きすることにしていきます。

現在、富山県人口未来構想本部において、人口問題に係るデータや問題意識を提示しながら議論を進めています。部局の壁を越えた新たな施策を生み出して、少子化対策に全力で取り組んでまいります。

井加田委員 知事、ありがとうございました。

それこそ特効薬がないと申し上げましたけれども、様々な事象で検討を重ねていただいていると思いますが、一番冒頭にお聞きした伝統的なアンコンシャス・バイアスというのは、その際、やはり本当に障壁になるような事態があると思うんですね。ぜひその辺は、若い方も参画した議論の中で乗り越えていただいて、十分結果として、上から目線ではなくて、やっぱり実効性のあるものに落ち着いていく、そういう計画づくりというのを要望しておきたいと思って

おりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2項目めの質問に移らせていただきます。

副委員長、資料を提示させていただきたいのですが。

山崎副委員長 許可します。

井加田委員 これは県の乳幼児医療費助成事業の県の補助額の推移です。私、これはほとんど例年のように資料を頂いているんですけど、平成20年度から今年度までの補助の現状ということで、数字で見るよりも図のほうが分かりやすいなということで提示させていただきました。

まず、一番下の青の線がありますね。これは乳幼児医療費、いわゆるゼロ歳児の医療費の補助額の推移です。そして、真ん中の黄色い折れ線グラフは、乳幼児医療費に未就学児の入院費に関わる支援額をプラスした金額であります。そして、一番上のグラフは、さらに未就学児の通院費を加えた金額の推移、このように見ていただければいいと思います。

令和4年度から、いわゆる通院対象が3歳から未就学児に拡充したことで、現在、令和6年度の予算は5億4,400万円まで補助額が増えていますよと、その内訳はこうですよと見ていただいていると思いますけど、左側の軸は、1億、2億、3億、4億、5億、6億と、億単位で金額が計上してありますので、そのように見ていただければと思っています。

こうした県の現状がありまして、通院に対して3か年、県が補助を増やしたことで、一番上の総額が5億円強ですかね。そういう状況になっております。

それで、この補助額の推移は、少子化に伴って若干減少しつつある中で、コロナ禍の影響もあって、要するにその年々でいろいろ医療にかかる、かからないもありますから、実績ですので、将来予測に使えるかどうか分からないんですけど、これまでの推移から見ま

して、今後の県の補助対象を段階的に、例えば小学校まで上げる、中学校まで、あるいは高校まで引き上げた場合に、補助額はどの程度変化するのかをぜひ伺いたいということで、松井こども家庭支援監にお願いをしたいと思います。

松井こども家庭支援監 まず、現在の本県の状況ですけど、委員からもグラフを使って御説明ありましたが、入院、通院ともに未就学児までを助成対象としております。それから、令和4年度に通院の対象年齢の引上げ、3歳児から6歳児、未就学児まで引上げをしたところではありますが、近年対象年齢の引上げをしている県が増えている状況でございます。

それから、お尋ねの対象年齢を引き上げた場合の県補助額については、市町村から前年度の実績データを依頼しまして、そのデータを元に来年度の見込額を積算する必要があるものと考えております。

このため、今後、市町村と子供の医療費について協議を重ねていく中で、そうした前年度実績データを市町村に依頼することになるものと考えており、今のところお示しできるものはないことを御理解願います。

井加田委員 引き続きお願いします。

単純に計算しても5億円強ですから、3歳ずつ引き上げていくと、このペースでいけば、未就学児から小学校6年まで単純に引き上げたらさらに5億円ぐらいかな。それから中学校では3年間だから、その半分かな。それから高校も3年ですから、半分かなと。これは勝手な数字でありますけれども、かなり大きい額ではありますけれども、実現不可能な額ではないなど、私はひそかに思っております。

先ほどおっしゃっていただいたとおり、全国的にも乳幼児医療費助成の対象年齢を各県では引き上げております。それは、過去の国保に関するペナルティーを国が廃止したことで、各県も県の助成を広げてきているという状況にあるわけです。

それで、5年前の水準で入院と通院とも小学校3年生までだった福井県、先ほど申し上げた福井県ですけど、現在は入院も通院も中学校3年生まで拡充をしておられます。そして、また高校生までの補助については、入院について補助を拡充している県が3年前の実績で4県だったんですね。それから、通院の拡充は3県ということでしたけれど、現在入院まで拡充している県は10県になりました。それから、通院については9県ということで、かなりのスピードで、各県では県の助成対象を拡充してきております。

そうすると、私はやはり全国状況から見ましても、本県の立ち位置は遅れているのではないかなと、こんなふうに思えてなりません。本県の県補助の拡充の現状については、松井支援監はどのように評価をしておられるのでしょうか。

松井こども家庭支援監 先ほども申し上げましたが、本県の状況は現在のところ、入院、通院ともに未就学児までを助成対象としております。

他県の状況についても委員から御紹介ありましたが、本県同様の未就学児までを助成対象としているのは、本県を除いて入院で15団体、通院で19団体となっております。それから、小学生まで助成対象としているのは、入院のほうが5団体、通院のほうが8団体というような状況でございます。

また、ほかの県の動きをいろいろ調べておりますが、令和4年度から5年度までに拡充した県が7団体あります。それから、令和5年度から6年度にまで拡充したのが9団体ありまして、先ほども申し上げましたが、こういった引上げをしている県が少しずつ増えているような状況でございますので、本県としても、また市町村とともに——未就学児については、県と市町村とが2分の1ずつ助成していますので、また市町村のほうとよく話し合いしてまいりたいと思っております。

井加田委員 支援監、ありがとうございました。

各県の状況というのも把握しておられると思いますが、今、市町村ということでお話がありましたけれども、私が最初にこの問題を取り上げたときは、各市町村から県に対して、それこそ多くの市町村から県の支援を拡充してほしいという、重要要望として上がっている状況がございました。

それをきっかけに「ワンチームとやま」連携推進本部会議の中で、同一テーマということで取り組まれたわけですけれども、そのときはペナルティーの問題があって、いわゆる未就学児までは拡充をされたんですけど、その後ほかの県ではかなり積極的に進められているんですけど、それ以降も段階的にも拡充する動きがないなと私は見ておりました。

ですから、今年度4月の「ワンチームとやま」連携推進本部会議で、また再度、乳幼児医療費助成の拡充について協議していくというお話を聞いているわけですけれども、これはやっぱり市町村の要望が非常に強いと思ひまして、市町村や県民のほうにも早く拡充方針を示していただく必要があるんじゃないかなと思います。

県が大きな財政負担を決断することで、市町村では地域の実情に応じたきめ細やかな、新たな子育て支援策に取り組むことができるのではないのでしょうか。

新たなといいますか、きめ細やかなということになりますけれども、県と市が同じような事業ということじゃなくて、県は医療費の根幹を支える。そして、例えば産前産後ケアのきめ細やかな、いわゆる入所ケアとか訪問看護とかヘルパー派遣とか、そういう具体的に妊産婦さんに近いところは市町村事業で、例えば乳児の一時預かりとか、市町村でも様々工夫を重ねていらっしゃると思いますので、そうしたことに振り向けていけることになるんじゃないかなという期待も込めて、やはり県の拡充を考えていかれる時期じゃないかなと思

うわけで、県の「ワンチームとやま」連携推進本部会議での方針決定の時期と今後のスケジュール感についてお伺いしたいと思います。

松井こども家庭支援監 この子供医療費の助成については、今委員もおっしゃられたように、今年度の「ワンチームとやま」連携推進本部会議における連携推進項目の一つであります「こども・子育て施策の連携強化」の中で、令和7年度に向けて見直しできるように、協議を進めていくこととしたところでございます。今後、市町村の御意見をお聞きしながら、県としての見直し方針を整理したいと考えております。

それから、お尋ねがありました、その方針決定時期でございますが、現在未定であります。令和7年度の予算編成時期も考慮しながら進めてまいりたいと考えており、今後開催される本部会議やワーキンググループの会議の中で検討していくこととしております。

井加田委員 支援監、ありがとうございました。

この質問の項目の最後に、知事にお伺いをいたします。

今ほどもいろいろお伺いしていたわけですが、出生率が過去最低を更新する中で、施策についても県と市が連携して進める子育て環境の整備というのは、やはりきめ細やかな整備も含めて、待ったなしではないかなと思います。助けを待っている妊産婦さん、そういう手を待っている方も、たくさんいらっしゃると思います。

全国的にも県の支援の拡充が図られてきていることも事実でございます。本県においても、やはり子供医療費助成後進県と言われないうちに、それこそ前例にとらわれずに、入院、通院に関わらず、18歳までの無料化支援を県制度として決断されてはいかがでしょうかということ、私は言いたいと思います。知事の答弁をお願いいたします。

新田知事 今テーマの子供医療費に限らず、県と市町村が子供、子育てに関する課題を共有し、そして包括的な支援策を話し合っ、市

町村と連携した様々なこども・子育て支援施策を実現していくことが、結果的に県全体の子育て環境の向上につながると考えています。

この考えに基づいて「ワンチームとやま」連携推進本部会議で協議してまいりましたが、市町村と新たに連携する事業として、子育て応援ポイント制度の創設、また第3子以降の保育料の完全無償化など10の事業を実施することとしていまして、さらに来年度へ向けて、子供医療費の助成や切れ目ない子育て支援などについての協議を今続けているところです。

お尋ねの子供医療費助成の見直しですが、今後さらに市町村と協議を重ねて検討することにしておりまして、仮に県の制度を拡充することとなる場合には、各市町村の財政負担の軽減にとどまらず、市町村において地域の実情に応じたこども・子育て施策を新たに展開していただくなど、県と市町村のこども・子育て施策のベストミックスが実現するように、協議をしていきたいと考えております。

希望する誰もが安心して子供を産み育てることができ、また子育ての喜びを実感できる「子育て環境日本一」、これを掲げておりますが、そうした環境の下で、子供たちが地域の人々や社会全体に支えられて、健やかにウェルビーイングを高めながら成長していく「こどもまんなか社会」を実現したいという思いを常に持ち続けています。

今後市町村と共に、あらゆるこども・子育て施策を強力に推進していきたいと考えています。

井加田委員 子供の医療費というのは、福祉の中では非常にウエートの高いものだと思っております。様々な施策の中で、市町村との連携というのは、やはり県が根幹的な制度を支えて、市町村は住民の皆さんに身近な制度をきめ細やかに推進していくというのが、望ましい姿じゃないかなと思いますが、今の答弁だと、県と市町村と連携して同じように進めていくよともまた聞こえてきますので、そ

の辺は、私は医療費というのは非常にそういう意味では大事だなという思いで申し上げております。

ぜひそういう観点で、市町村とのいわゆる連携というものの表し方だと思えますし、福井の事例を申し上げましたけれども、県がそこに力を入れるということで、市町村が独自の施策を展開できて、福井はやっぱり出生率もかなりキープしている県だとも思っています。同じ北陸ですけれど、子育てしやすいというイメージが定着しているなと思っております。私はぜひ富山県も、簡単に選ばれる県とは、なかなか言えないものですから、やっぱり子育てに優しい、女性が働きやすい県だということを理解してもらえそうな取組が大事かなということを、改めて申し上げておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次の資料を提示させていただければと思います。

山崎副委員長 許可します。

井加田委員 次、2ページ目をお願いします。

2問目は、診療報酬改定に伴う医療従事者の処遇改善について、ということでお伺いをいたします。

今提示させていただいたのは、厚生労働省のホームページから引用してきた内容です。この6月から改定されました診療報酬には、いわゆる特例的なベースアップ評価料というのが新設されまして、そのイメージ図を出しました。

医療従事者の賃上げ措置として、診療報酬の改定でベースアップ評価料が新設をされて、初診料とか入院基本料とかが引き上げられたという経過がございます。

利用料の引上げというのは、今は置いておきますけれども、要するにこれは公定価格の改定でありまして、全ての保険医療機関を対象としております。ですから、評価料というのは県立中央病院の職員の処遇改善についても適用される、このように理解をしております。

す。

これは、物価高の影響とか30年ぶりの高水準となる賃上げ状況などを反映して、厚生労働省が目標とする、保険医療機関に勤務する全ての職員を対象に、図の左下にあるように、令和6年度にプラス2.5%、令和7年度に2%相当の賃上げを実施していくための特例措置と位置づけられております。

令和6年度では、そのうち2.3%の賃上げ財源措置が実施されたと言われております。ですから、単なる引上げではなくて、ベースアップ評価料の収入の全額を対象職員の賃上げに使うということが前提になっております。それがこの図です。ほかの費用に充てることはできません。必ず基本給、または特殊勤務手当の月額手当として、全て賃上げに使うということが基本になっているということは、これは御理解をいただきたいと思っております。

それで、県立中央病院においては、厚生労働省東海北陸厚生局への「ベースアップ評価料に係る届出書」、長いですけど、いわゆる賃金改善計画書なるものが既に提出をされておりました、6月1日から適用されることとなります。これは全保険医療機関がそのように対応しております。

6月17日に一般質問で岡崎議員からもお伺いしたんですけれども、この評価料の扱いをめぐっては、本年秋の人事委員会勧告を踏まえて適切に対応するという答弁でありましたけれども、この性格上、6月1日から実施されるべき改善ということでもありますので、再度確認をいたしたいということで取り上げさせていただきました。

人事委員会勧告は、特定職種に配慮して出される性格のものではないので、勧告の基礎資料となる民間給与実態調査は4月に支払われる給与を基準としています。したがって、民間病院などで6月から実施される評価料に基づく賃上げについては、この調査結果には反映されないという課題があります。

そしてまた、報酬改定の特例措置である評価料の趣旨については、医療従事者全体に一律的に支給される賃上げであって、厚生労働省の政策に従えば、秋の人事委員会勧告とこれは切り離して考える、切り離して進めるべきではないかなと思います。ここは南里経営管理部長の見解をお伺いしたいと思います。

南里経営管理部長 令和6年度診療報酬改定では、ご紹介のとおり、病院等に勤務する医療従事者の人材確保や賃上げに向けた特例的な対応としてベースアップ評価料が新設され、今月1日から適用されております。

このベースアップ評価料は、令和6年度及び7年度の2年間での賃上げを計画する場合に算定できるものでありまして、民間医療機関においても、ベースアップ評価料を適用し、2年間での賃上げを実施する動きが進むのではないかと期待しております。民間企業の賃上げが進めば当然、来年度人事委員会勧告に適切に反映されることになると考えております。

もとより、中央病院において良質な医療を提供していくためには、医療現場の人材確保が喫緊の課題であると考えております。中央病院の医療提供体制に必要な人員の確保に向けて、今般の診療報酬改定の趣旨を尊重し、本年秋の人事委員会勧告の内容を踏まえて、医療従事者の勤務環境や処遇改善に積極的に取り組んでまいります。

井加田委員 改善していきますというふうに聞こえたわけですけど、改めて、こだわるわけじゃありませんけれども、もう一つちょっと資料をお見せしたいと思っています。

私も助産師として24年間現場で働いてまいりましたので、三交代の苛酷な勤務の中で、それこそ日勤終わって帰って寝る間もなく深夜に出たりとか、本当に不健康な生活をしていまして、途中、やっぱり倒れたこともあります。

ですから、それくらいのハードな仕事の状況と、実はコロナ禍で

お聞きすると、やはり慢性的な人員不足とか業務量の多さに、今本
当に現場は疲弊しているなどということをつくづく考えるわけですね。

それで、今掲示したのは、公立病院で組織しています自治労衛生
医療評議会が調査をしている結果でございます。ちょっと細かいん
ですけども、図の左側は職種、一番上が助産師、2番目が看護師、
それから看護補助者ということで、職種別で、現在の職場を辞めた
いと思っているという回答の多さがランキングで出ております。右
側の辞めたいと思う理由が、やっぱり「業務が多忙」が最も多いわ
けで、次いで「人員不足」、そして「賃金に不満」という3点セッ
トですね。こういうふうに出ております。

次の図では、医療従事者の80%近くが離職を検討している状況は、
2022年、23年、24年と表示しておりますけど、コロナ禍でも多いな
と思っていたんですけど、実はコロナ禍以降も病院の現状は、あま
りそういう意味では体制は変わっていないので、むしろなんか燃え
尽きているんじゃないかなと思うよ、ぐらいの数字になっていまし
て、非常にこれはショッキングでした。それこそ現役時代を思い出
して、現場で苦しんでいることが手に取るようで、本当にショッキ
ングに思っています。

何を言いたいかというと、全体的な処遇改善とか働き方改革とか、
現場でもいろいろ休みが取れるような工夫とかに取り組んでいらっ
しゃるんですけど、やっぱり辞めていく人が多いと、離職する人が
現実に多いということで欠員も続いていて、辞めるとその方の夜勤
の分をさらにカバーすることになるので、実は、現場は非常に悩ん
でいるなどということがよく理解できます。

こうした処遇の改善とともに賃金改善も見越して、診療報酬改定
に盛り込まれたと理解しておりまして、県内で言えば、県立中央病
院で働いていらっしゃる、県立中央病院というのは地域のリーダー
的な病院ですし、病院で働いている医療職、医療従事者の皆さんの

賃金とか労働条件というのは、県内の民間病院や公的病院、公立病院などは非常に参考としていらっしゃる、そういう水準です。

ですから、今回のこの診療報酬改定に盛り込まれましたベースアップ評価料への対応については、県内の医療従事者の方々は大変注目されているという現状にあります。

6月から改定ということで、これは県内のいわゆる人材確保、それから辞めてほかのほうへ行ってしまわれるような人材流出の防止が、今本当に問われている、喫緊の課題ではないかなと思っています。

賃上げの実施に期待をしている病院職員、医療従事者のモチベーションをこれ以上低下させないように、やはり一つの改善策として、県が率先して賃上げを行うべきと考えますが、制度の問題で、適切に、ということでございますので、それを加味して再度答弁いただければと思います。

南里経営管理部長 この資料揭示にあります、自治労さんの衛生医療評議会の調査は、非常に大変な現場の御苦勞というのを感じるものでございます。

県立中央病院におきましても、様々な処遇改善、職員の声を聞きながら、いろいろ試行もしながら——働き方、勤務体系の試行もしながら——取り組んでおりまして、処遇改善というのは、全体的には取り組んでまいりたいと思っております。

中央病院に勤務する職員をはじめ県職員の給与水準は、地方公務員法の趣旨を踏まえて、毎年秋に実施される人事委員会勧告を尊重し、勧告に基づいて決定しているものでございます。ということにして、今現在、全国の状況も聞いておりますけれども、独立法人化していない病院については、同様に、全て人事院勧告を受けて対応を検討していくという状況でございます。

県といたしましては、今年6月以降の民間の賃上げ状況は来年度

の民間企業実態調査に反映されて、来年度の人事委員会勧告の内容に適切に反映されるものと認識しております。県としては、この人事委員会勧告の内容を見極めつつ、今般の診療報酬改定の趣旨を踏まえた処遇改善の実現に向けて、適切に対応してまいります。

井加田委員 ありがとうございます。

何度も申し上げますけれども、制度自体は民間の賃上げの流れを促す、そしてまた県全体の医療従事者の処遇改善や働きやすい職場環境づくりにつながる賃上げだと思っておりますので、特例的な対応でもあり、今年度に反映すべき分も含めて、いわゆる適切な、とおっしゃいましたか、それが反映できる改正になりますように、適切に対応をしていただくようにということを求めていると思います。

3項目めの質問にまいります。

まず初めに、午前中も議論がございました、新たな県単独による液状化対策についてでございます。

被害を受けた宅地の所有者などで準半壊以上、また、液状化による相当の被害が認められる場合は一部損壊も対象とお聞きしています。

こうした新たな支援の拡充については、大変評価をしているところでございますけれども、午前中、藤井委員からも、具体的事例について質問がございました。今後Q & Aで分かりやすく示されると答弁がございましたけれども、被害を受けた住宅は、それこそその規模に関わらず、何らかの対策が必要でございます。

被災状況の個別判断に当たっては、これは国の特別交付税措置もあることですから、市町村とも調整をし、被害を受けた方々に支援が幅広く行き渡るように取り組んでいただきたい、このように思っております。改めて知事にお伺いをいたします。

新田知事 先月31日ですけれども、国の復旧・復興本部において、液状

化に係る地方単独事業に対して、措置率80%の特別交付税による財政支援が決定されました。

これを受けて県としては、今回示された国の措置を速やかに活用して、新たに「宅地液状化等復旧支援事業」を創設いたしました。そして、市町村と連携して、液状化被害を受けた宅地の復旧や地盤改良、また、住宅の基礎の傾斜修復などを行う予算案を、先日追加提案させていただいたところです。

支援の対象ですが、液状化による住宅被害の程度を、全半壊を含む準半壊以上としており、さらに相応の被害が認められる場合には、一部損壊についても対象となる場合があるとしています。

現時点で県が想定しているケースとしては、さきに実施している「被災住宅耐震改修支援事業」の各市町村の一部損壊の運用も参考に、例えば、「液状化被害により、宅地などにひび割れが発生したもの」、また「柱や壁、床などに100分の1以上の傾きが生じたもの」、また「家全体が大きく沈み込んだケース」など、各被災市の状況が様々であることを踏まえまして、今後それぞれ協議しながら決定をしていきます。その辺はきめ細かにやるつもりであります。

県としては、宅地の液状化被害に対し、真に支援が必要な方々に幅広く支援が行き渡るように、市町村と個別具体のケースについて確認し合いながら進める予定です。

引き続き被災市とも連携して、被災者の生活再建を後押ししてまいります。

井加田委員 ありがとうございます。

それでは、次にまいります。

今日も暑いですが、6月とはいえ、本当に連日暑い日が続いております。本格的な梅雨はこれからかなという感じですが、能登半島地震から半年、氷見市などでは今も道路陥没が発生してい

るとお聞きしております。

昨年の線状降水帯による被害を思い浮かべてちょっと心配なわけですが、梅雨時期の豪雨や夏場の季節を迎えるに当たりまして、県民の生活を守る公共インフラにおいて、さらなる被害の増加が懸念をされるところでございます。また、河川の堤防の状況にも不安が募ります。

今後の災害に備えて必要な点検の実施や巡回、そして住民への迅速な情報提供、被害発生時の対応、必要な予算の確保など、万全な体制で対応していただきたいと考えるものですが、今後どのように対応されるのか、土木部長にお伺いをいたします。

金谷土木部長 能登半島地震により被害がありました箇所については、順次工事の発注をし、復旧を進めている現状であります。

道路におきましては、御指摘ございましたとおり、氷見市などで路面の陥没被害が相次いで発生しておりますことから、その復旧経費などとしまして、本6月議会に追加の補正予算案、約7億円を上程したところでございます。引き続き、定期的な道路のパトロールを通じまして、路面異常の早期発見と必要な修繕の実施に努めてまいります。

一方、河川につきましては、今年度、応急的な対応でこれからの時期を迎えます箇所を重要水防箇所に加えまして、大雨時には特に留意することとしておりまして、災害に備える体制を取っているところでございます。

また、ダムでは、昨年6月、7月に緊急放流を実施いたしました白岩川ダム、それから和田川ダムにおきまして、出水期の期間、利水に影響のない範囲でダム貯水位をあらかじめ低下させ、治水調節に用います治水容量を確保する試行を本日から行いまして、洪水に備えることとしております。

住民への情報提供につきましては、これまで河川の水位、あるいは

はカメラの画像をホームページで公開してきております。本日から、さらに新たにダムの貯水位や放流量などを公開したところでございます。

また、あらかじめ登録していただいた方に河川の水位やダムの貯水位が基準値を超えた場合にメールでお知らせするサービスも併せて開始したところでありまして、迅速な情報提供に取り組みまして、国や市町村などと連携し、水災害に備えてまいります。

井加田委員 どうもありがとうございます。

事前のアナウンスも含めて、ぜひ丁寧に進めていただければと思います。

梅雨時の水害もそうですけれども、この今回の地震を体験いたしました、本当に日頃から避難を検討しておかなきゃいけないなということ、必要性を、私は強く感じております。また、地域では自主防災組織単位で日頃から学習とか訓練を実施して備えておくことも、命を守ることにつながるんじゃないかなとも考えております。

沿岸部において、例えば津波避難の検討に当たっては、これは市町村とも連携をされて、県の公共施設や目安となりやすい道路などに海拔表示を設置し、備えておくことが非常に有効ではないかと考えるものでございますけれども、国道8号を通っていますと、各海拔表示がよく分かります。そうしたことも避難行動には補助になるのではないかと思います。危機管理局長に御所見をお伺いします。

武隈危機管理局長 災害から命を守るためには、委員御指摘のとおり、日頃から自らの避難行動を考え、検討しておくことが必要であり、海拔表示を設置し、備えておくことは有効な方法の一つと考えております。

このため全ての沿岸市町において、施設や電柱などへの海拔表示の設置に取り組んでおられますし、また県におきましても一部の国道や主要地方道など、県内83か所の道路標識に海拔表示を設置して

おります。

なお、今回の質問を受けまして、海に近い県有施設42施設につきまして状況を調べましたところ、黒部市、魚津市などの施設の所在する市で、県立学校に設置したところが5校ございました。ただ、残る37施設については、設置されておりました。県としては、今後、こうした未設置施設への設置につきまして、市町村や施設管理者等と話し合っただけでまいりたいと考えております。

井加田委員 ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

最後の質問であります。

震災後の地域コミュニティーの維持に向けて、各地域で行事とか地域コミュニティーの再生に取り組む動きがあるとお聞きしております。地域の行事やコミュニティー施設の復旧に対して、県としても市町村と連携して支援すべきと考えるものですが、知事にお伺いをいたします。

新田知事 能登半島地震で被災した地域における、お祭りなどの行事、あるいはコミュニティー施設の復旧を支援することは、地域づくりの基盤となる地域コミュニティーの維持に向けて大変重要だと考えております。

地域のコミュニティーに対しては、日頃から各市町村において様々な手だてが講じられていると理解をしております。その中では、一般財団法人自治総合センターによる助成事業なども活用しておられると理解しております。

山崎副委員長 井加田委員の持ち時間は終了しましたので、簡潔に願います。

新田知事 はい。人口減少が進む中で、地域コミュニティーの維持は大変重要な課題だと考えております。

今後も市町村からの要望に加えて、県と市町村の役割分担や地域の実情なども踏まえて、市町村と綿密に連携を図りながら、必要な

支援には取り組んでいきたいと考えます。

井加田委員 終わります。

山崎副委員長 井加田委員の質疑は以上で終了しました。